

## 株券電子化実施後の手続のお申出先について

平成 21 年 1 月 5 日（月曜日）から上場会社の株券電子化が実施される予定です。これに伴い上場会社の株券はすべて無効となり、株主様の権利は電子的に証券会社等の金融口座で管理されますので、以下のとおり手続のお申出先が変更となります。

1. 株券電子化後の未払配当金の支払のお申出先  
これまでどおり、株主名簿管理人にお申出ください。
2. 株券電子化後の住所変更、単元未満株式の買取、配当金受取方法の指定等のお申出先
  - ①証券保管振替機構（ほふり）に株券を預けられている株主様：[お取引証券会社等](#)
  - ②証券保管振替機構（ほふり）に株券を預けられていない株主様：[特別口座を開設する下記口座管理機関](#)

なお、②に該当される株主様につきましては、証券会社等のご本人様口座への振替請求を含めまして、お申出を受け付けることができるのは、特別口座に記録される予定日であります平成 21 年 1 月 26 日（月曜日）からとなりますのでご了承ください。

### 記

- ・ 口座管理機関 東京都港区芝三丁目 33 番 1 号  
中央三井信託銀行株式会社
- ・ ご照会先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号  
中央三井信託銀行株式会社 証券代行部  
郵便物送付先  
電話照会先 電話 0120-78-2031（フリーダイヤル）
- ・ 同取次窓口 中央三井信託銀行株式会社 全国各支店  
日本証券代行株式会社 本店および全国各支店

## 株券電子化実施前後の単元未満株式の買取請求のお取扱いについて

株券電子化制度への移行に伴い、[ほふりに株券を預けられていない株主様](#)の単元未満株式の買取請求につきましては、次のとおりのお取扱いとさせていただきますのでご了承願います。

1. 平成 20 年 12 月 25 日（木曜日）から平成 21 年 1 月 4 日（日曜日）（実質平成 20 年 12 月 30 日（火曜日））までに受付したものの買取代金の支払は平成 21 年 1 月 26 日（月曜日）とさせていただきます。（買取価格はご請求日の終値となります。なお、平成 20 年 12 月 30 日までに値が付かない場合は返却させていただきます。）
2. 平成 21 年 1 月 5 日（月曜日）から平成 21 年 1 月 25 日（日曜日）までの間、単元未満株式の買取請求の受付を停止致します。

なお、[ほふりに株券を預けられている株主様](#)に関しましても、株券電子化直前に単元未満株式の買取請求の取次停止期間が設けられますが、詳細は証券会社等にご確認ください。

### 株券電子化実施後の配当金受取方法のお取扱いについて

株券電子化により、従来の配当金振込口座のご指定方法に加えて、あらかじめ登録した一つの預金口座で株主様の保有しているすべての銘柄の配当金のお受取りや、証券会社の口座でも配当金のお受取りが可能となります。確実に配当金をお受取りいただくためにも、これらの振込みによる配当金のお受取りをお勧め致します。詳しくは、お取引証券会社等にお問い合わせください。

以上